

## 中央環境審議会循環型社会部会の専門委員会の設置について

(平成 26 年 3 月 31 日部会決定)

中央環境審議会議事運営規則（平成 13 年 1 月 15 日中央環境審議会決定）に基づき、中央環境審議会循環型社会部会の専門委員会について、次のとおり決定する。

1. 中央環境審議会循環型社会部会（以下「部会」という。）に、水銀廃棄物適正処理検討専門委員会（以下「専門委員会」という。）を置く。
2. 専門委員会においては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）」に基づく水銀廃棄物の適正な処理等に関する事項について検討を行う。
3. 部会に設置する専門委員会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、部会長が指名する。

## 水銀廃棄物適正処理検討専門委員会の設置について

### 1. 設置の趣旨

昨年10月の外交会議で採択された「水銀に関する水俣条約」(以下「水俣条約」という。)については、これまでに我が国を含む97カ国が署名し1カ国(米)が締結している。国連環境計画(UNEP)は、今後2~3年程度での条約発効を目指しており、我が国としても、日本の地名を冠する条約の締結を目指し、関係府省が協力して作業を進めているところである。

環境省としても、水俣条約を踏まえた水銀対策を検討するため、平成26年3月17日に中央環境審議会に「水銀に関する水俣条約を踏まえた今後の水銀対策について」を諮問し、同日付で関係部会の循環型社会部会(水銀廃棄物対策について)及び大気・騒音振動部会(大気排出対策について)、環境保健部会(水銀対策(循環型社会部会及び大気・騒音振動部会の所掌に係る事項を除く)について)にそれぞれ付議された。

水俣条約では、水銀廃棄物が環境上適正な方法で管理されるよう、締約国に適當な措置をとることを求めている。我が国では、水銀を含むばいじん、汚泥等は、廃棄物処理法に従いこれまで処理されてきているが、金属水銀はこれまで有用物として取り扱われており、廃棄物処理法の適用を想定していなかった。今後、条約により水銀の使用用途が制限されることに伴い、廃棄物として取り扱われるような水銀及び水銀含有廃棄物がでてくることが想定されるため、水俣条約を踏まえた水銀廃棄物対策について、検討を行う必要がある。

このため、標記専門委員会を設置して、水銀廃棄物の適正処理等に関する事項等について、必要な検討をいただくものである。

### 2. 検討事項

本専門委員会では、水俣条約を踏まえ、金属水銀及び高濃度の水銀含有物を廃棄物として処分する際の環境上適正な処理方法、及び水銀添加廃製品の環境上適正な管理の促進方策について、その排出実態や特性に応じて検討する。

### 3. 検討スケジュール

年内の報告書取りまとめを目指し、概ね1~2ヶ月に1回程度開催する予定。

### 4. 運営方針

- 専門委員会は、学識経験者等から構成する。